

組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年8月21日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第29号

組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(見附市住居表示審議会規則の一部改正)

第1条 見附市住居表示審議会規則(昭和39年見附市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住居表示に関する条例」を「見附市住居表示に関する条例」に改める。

第8条中「市民生活課」を「市民税務課」に改める。

(見附市企業誘致対策調査会に関する規則の一部改正)

第2条 見附市企業誘致対策調査会に関する規則(昭和58年見附市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画調整課長」を「地域経済課長」に改める。

第8条中「見附市役所企画調整課」を「地域経済課」に改める。

(見附市職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第3条 見附市職員の特殊勤務手当支給規則(平成13年見附市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市民生活課」を「都市環境課」に改める。

(見附市環境審議会規則の一部改正)

第4条 見附市環境審議会規則(平成20年見附市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第33号」を「見附市条例第33号」に改め、「。以下「条例」という。」を削る。

第8条中「市民生活課生活環境係」を「都市環境課」に改める。

(見附市債権管理条例施行規則の一部改正)

第5条 見附市債権管理条例施行規則(令和4年見附市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第1項中「税務課長」を「市民税務課長」に改める。

第8条の表共通の項中「地方自治法施行令」の次に「（昭和22年政令第16号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。